

令和元事業年度
事業報告書

第17期(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

独立行政法人日本芸術文化振興会

目 次

1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	1
3. 法人の目的、事業内容	2
(1) 法人の目的	2
(2) 事業内容	2
4. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)	3
5. 中期目標	3
(1) 概要	3
(2) 一定の事業等のまとめごとの目標	4
6. 中期計画及び年度計画	4
(1) 第4期中期計画の概要	4
(2) 令和元年度計画の概要	4
(3) 令和2年度計画の概要	5
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	6
(1) ガバナンスの状況	6
(2) 役員等の状況（令和2年3月31日現在）	6
(3) 職員の状況	7
(4) 重要な施設等の整備等の状況	7
(5) 純資産の状況	8
(6) 財源の状況	8
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	8
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	9
(1) リスク管理の状況	9
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	9
9. 業績の適正な評価の前提情報	10
10. 業務の成果と使用した資源との対比	12
(1) 自己評価	12
(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	13
11. 予算と決算との対比	13
12. 財務諸表、財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	13
(1) 貸借対照表	14
(2) 行政コスト計算書	15
(3) 損益計算書	15
(4) 純資産変動計算書	16
(5) キャッシュ・フロー計算書	16
13. 内部統制の運用に関する情報	17
14. 法人の基本情報	17
(1) 沿革	17
(2) 設立に係る根拠法	18
(3) 主務大臣	18
(4) 組織図（令和2年3月31日現在）	18
(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地	18
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	18
(7) 主要な財務データの経年比較	19
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	19
15. 参考情報	20
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	20
(2) その他公表資料等との関係の説明	21

1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人日本芸術文化振興会は、昭和41年に我が国古来の伝統芸能の保存及び振興を目的とする特殊法人国立劇場として設立されて以来、半世紀を超えてその役割を遂行してまいりました。

また、平成元年及び平成2年の法律改正により、法人の目的に、現代舞台芸術の振興及び普及並びに文化芸術活動に対する援助の二つが加わり、当振興会は我が国における芸術文化振興の中核的拠点としての使命を帯びることとなりました。平成15年には独立行政法人に移行し、5年毎に設定される中期目標、中期計画に基づき事業を行っております。平成30年度からは改正後の文化芸術基本法を受けた新たな目標、計画の期間になっていきます。



さらに、平成31年4月には日本博事務局を担うことになりました。「日本博」は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその前後の期間に実施される文化芸術の祭典です。「日本博」では、「縄文から現代」及び「日本人と自然」というコンセプトの下、様々な展覧会、舞台公演、文化祭等を日本全国で展開してまいります。

令和2年2月から、文化芸術活動には、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく及んでおります。文化活動支援の公的支援機関として、直ちに助成に関する運用の弾力化等の対応に当たると共に、国の補正予算を受け、文化芸術関係者の活動継続など多角的な援助に寄与すべく力を尽くしてまいります。一方、国立の各劇場は、2月末から6月まで、主催事業のほとんどを余儀なく中止いたしました。その後の公演については、準備等が行えず中止せざるを得ないものもございますが、伝統芸能の継承と現代舞台芸術の振興という使命を継続するため、感染症拡大防止への対応を万全に行った上で、様々な工夫を講じ、細心の注意を払って段階的な企画・実施に当たっております。

また、多種の分野にわたる「おうちでカンゲキ!! 伝統芸能ホームシアター」の配信など、新たな試みにも挑戦しながら、お客様とのつながりを一層大切にしてまいりたいと存じます。

当振興会の設立以来、経験したことのない厳しい状況の中ですが、伝統芸能の保存と振興、そして芸術文化の振興と普及を通じて、社会に貢献し続けることができるよう、取り組んでいく所存でございます。引き続きご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 河村潤子

2. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」と表記します。）は、我が国の伝統芸能及び現代舞台芸術の中核的拠点として、また、文化芸術活動に対する公的支援機関として、文化芸術の向上に寄与する重要な役割を認識し、事業を推進していくことを理念としています。

役職員は、次の行動指針に則り、業務を進めてまいります。

- ・法令や社会規範を遵守し、高い倫理観を持って、社会的信頼の確保に努めます。
- ・法人の使命を自覚し、誠実で責任ある職務の遂行に努めます。
- ・安全な環境の下で、利用者サービスの向上に努めます。
- ・適切に情報を管理し、業務の効率的な遂行と質の向上に努めます。
- ・実績の継承とともに、未来に向けた創造的な取組に努めます。

詳細につきましては、振興会ウェブサイトをご覧ください。

3. 法人の目的、事業内容

(1) 法人の目的

振興会は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的としています。(独立行政法人日本芸術文化振興会法第3条)

(2) 事業内容

1. 文化芸術活動に対する援助
2. 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演
3. 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修
4. 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用
5. 劇場施設の貸与
6. 日本博の運営・実施

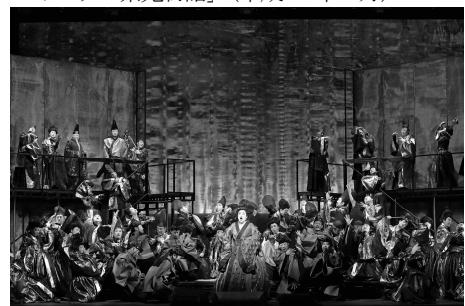
伝統芸能の公開

歌舞伎「姫路城音菊礎石」(平成31年1月)



現代舞台芸術の公演

オペラ「紫苑物語」(平成31年2月)



文楽人形研修



バレエ研修所公演

「エトワールへの道程 2019」(平成31年3月)



伝統芸能に関する資料の活用

企画展「かぶき入門」(令和元年6月～9月)



4. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

令和元年度の文部科学省の政策体系は13の柱から構成されておりますが、振興会の各業務は以下の政策体系の下に位置づけられております。

文部科学省の政策体系 政策目標12. 文化芸術の振興

施策目標12-1. 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実

施策目標12-2. 文化芸術を通じた創造的で活力ある社会の実現

施策目標12-3. 文化芸術を通じた心豊かで多様性のある社会の実現

施策目標12-4. 文化芸術を推進するプラットフォームの形成

役割(ミッション) 優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。

5. 中期目標

(1) 概要

第4期中期目標(平成30年4月1日～令和5年3月31日)

《振興会に係る政策体系図》

1 振興会を取り巻く現状と課題

文化芸術基本法の改正

平成29年6月に、「文化芸術基本法」が改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが目指されるなど、文化芸術の重要性は一層高まっている。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする文化プログラムの実施等を通じて、観光振興、地方創生、経済の活性化等への貢献等も求められる中においては、振興会は、我が国の舞台芸術の魅力を世界に発信する取組を強化することが求められる。

社会情勢

少子高齢化や人口の減少等、振興会を取り巻く環境は大きく変容している。

2 振興会のミッション

- ・水準の高い活動への助成、その普及や地域性等にも配慮した幅広く多様な助成とのバランスを図り、より効果的に戦略的な支援を行うことを目標として、助成金を交付する
- ・伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及を図るため、幅広く多くの人が鑑賞できるよう、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行う
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの開催等を通じて、我が国の舞台芸術の魅力を世界に示すとともに、外国人を含む新たな観客層の獲得に向け、多言語による公演や外国人向けの体験型プログラム等、伝統芸能及び現代舞台芸術の魅力を高める取組を一層強化する
- ・伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を長期的な視点に立ち効果的かつ効率的に実施する
- ・得られた成果等については、伝統芸能及び現代舞台芸術の理解と促進を図るため、幅広く提供するとともに、効果的に活用する

詳細につきましては、第4期中期目標をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとめごとの目標

当法人は、中期目標における一定の事業等のまとめごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分名は、以下の通りです。

一定の事業等のまとめ	セグメント区分
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 文化芸術活動に対する援助	助成事業
2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	公演事業
3 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修	養成研修事業
4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用	調査研究事業

6. 中期計画及び年度計画

第4期中期計画（平成30年4月～令和5年3月）に掲げる項目及びその主な内容と令和元年度及び令和2年度の年度計画は次のとおりです。

(1) 第4期中期計画の概要

- 我が国における文化芸術振興の中核的拠点として、その果たすべき役割、国民の多様な関心を常に踏まえながら、多様な活動を展開し、もって芸術その他の文化の向上に寄与する。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする文化プログラムの実施等、社会を挙げて文化芸術を振興していくことが求められていることを踏まえ、積極的に活動を展開する。
- 国民が文化芸術に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していく環境の醸成とその基盤の強化を図っていくとともに、我が国の芸術水準を向上させていくため、多様な資金を活用し、芸術家及び芸術団体等が実施する活動に対し助成金を交付する。
- 伝統芸能の公開によるその適切な保存と振興、国際的に比肩し得る高い水準の現代舞台芸術の振興と普及を、継続的かつ安定的に実施していくため、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行う。年間210公演程度実施する。
- 伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及を図るため、長期的な視点に立ち効果的かつ効率的に養成・研修を実施する。
- 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の充実等に資するため、調査研究並びに資料の収集及び活用を行う。
- 劇場利用者等へのサービスその他の業務の質の向上を考慮しつつ、業務運営の効率化、組織体制の整備・強化、給与水準の適正化、契約の適正化、共同調達等の取組の推進等の取組を行い、事務及び事業の改善を図る。
- 国民の鑑賞機会の確保と芸術活動の独創性等に十分留意した上で劇場入場料等自己収入の増加を図ること等により、計画的な收支計画による運営を図る。また、管理業務の効率化を進める観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。
- 施設・設備の老朽化への対応、劇場利用者の安全確保及び利便性の向上、バリアフリー化等のため、各劇場等施設について長期的な視野に立った整備計画を策定し、整備を推進する。

(2) 令和元年度計画の概要

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムへ積極的に参画し、特に

その中核的事業として実施する「日本博」の取組を推進する。

- ・国立演芸場開場 40 周年、国立文楽劇場開場 35 周年及び組踊上演 300 周年の記念の年に当たり、記念公演等の各種記念事業を実施する。
- ・助成事業では、国際芸術交流支援事業への助成金の交付及び公演等調査を開始する。また、助成の電子申請を含めた次期助成システムの導入に向け、設計等を推進する。
- ・伝統芸能の公開では、歌舞伎、文楽、舞踊・邦楽・雅楽・声明・民俗芸能等、大衆芸能、能楽、組踊等沖縄伝統芸能を実施する。また、日本博に関連した公演、演目の拡充、外国人を対象とした公演、国、地方公共団体、芸術団体、企業等との連携協力を進める。
- ・現代舞台芸術の公演では、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇の上演、青少年等を対象とした公演などを実施する。また、国、地方公共団体、芸術団体、企業等との連携協力を進める。
- ・日本博については、主催・共催型プロジェクトの実施、参画プロジェクトの認証を行う。また、「日本博」により実施される文化芸術活動等の文化的・社会的・経済的效果等を検証する。
- ・養成研修事業では、歌舞伎俳優、歌舞伎音楽（長唄）、文楽、大衆芸能（寄席囃子）、能楽、組踊、オペラ、バレエ、バレエ予科、演劇の各研修を実施する。
- ・調査養成事業では、文楽劇場開場 35 周年記念特別企画展示や組踊上演 300 周年を記念した国立劇場おきなわの企画展など、上演と連動した展示公開を実施する。
- ・他法人との共同調達による効率化、省エネルギー・リサイクル等に関する法人内啓発の促進、IC カード認証機器の導入による情報セキュリティ強化を図る。
- ・国立劇場本館・演芸場等隼町地区の施設・設備の改修計画について、関係省庁との協議を行う。

(3) 令和 2 年度計画の概要

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその前後の期間に実施される文化プログラムの中核的事業である「日本博」の取組を推進する。
- ・助成事業では、舞台芸術創造活動活性化事業の助成制度・調査・評価の見直しを行い、電子データ応募受付を実施する。また、アーツカウンシル・ネットワーク、情報プラットフォーム活用による他組織との情報共有を図る。
- ・伝統芸能の公開では、歌舞伎、文楽、舞踊・邦楽・雅楽・声明・民俗芸能等、大衆芸能、能楽、組踊等沖縄伝統芸能を実施する。また、日本博に関連した公演、演目の拡充、外国人を対象とした公演、国、地方公共団体、芸術団体、企業等との連携協力を進める。
- ・現代舞台芸術の公演では、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇の上演、青少年等を対象とした公演などを実施する。また、国、地方公共団体、芸術団体、企業等との連携協力を進める。
- ・日本博については、主催・共催型プロジェクトに加え、新たにイノベーション型プロジェクトを実施する。また、「日本博」により実施される文化芸術活動等の文化的・社会的・経済的效果等を検証する。
- ・養成研修事業では、伝承者養成事業 50 周年を記念した広報活動を実施する。
- ・調査養成事業では、歌舞伎・文楽の上演年表・参考文献一覧をホームページで公開する。また、伝承者養成事業 50 周年に関連した展示を東京、大阪で実施する。
- ・国立劇場本館・演芸場等隼町地区の施設・設備の再整備について、国立劇場再整備プロジェクトチームの策定する整備計画に基づき要求水準書を策定、実施方針を策定・公表する。

詳細につきましては、第 4 期中期計画、令和元年度計画及び令和 2 年度計画をご覧ください。

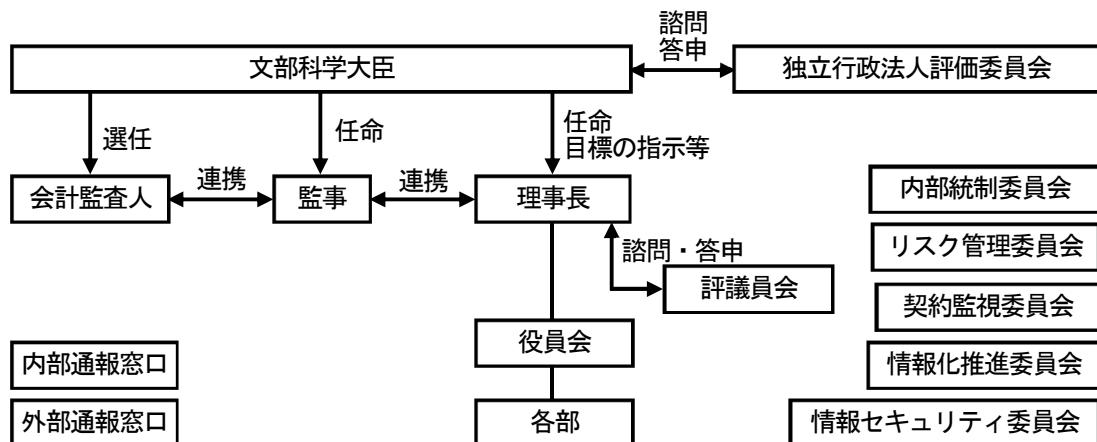
令和元年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、年度計画で予定した事業については様々な変更を行っております。令和元年度の状況につきましては業務実績報告書を、令和 2 年度の状況につきましては振興会ウェブサイトをご覧ください。

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① ガバナンスの体制

ガバナンスの体制は以下のとおりです。業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関しては、役員（監事を除く。）等を構成員とする内部統制委員会において審議しています。



詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。

② 公文書等の管理

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）及び内規に基づいた適正な法人文書管理のため、各課における文書管理担当者の任命、標準文書保存期間基準の設定及び見直し、文書管理状況の点検を実施しています。また、文書の廃棄や文書の保存期間の延長について、法律及び内規に則した適切かつ慎重な実施がなされるよう周知徹底を行っています。

詳細につきましては、業務実績報告書をご覧ください。

(2) 役員等の状況（令和 2 年 3 月 31 日現在）

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

役員の定数は、独立行政法人日本芸術文化振興会法第 7 条により、理事長 1 名、監事 2 名、理事 3 名以内とされております。理事長の任期は任命の日から中期目標期間の末日まで、理事の任期は 4 年、監事の任期は任命の日から当該対応する中期目標期間における最後の事業年度についての財務諸表承認日までです。また、理事長及び監事は文部科学大臣が任命し、理事は理事長が任命します。

役職	氏名	就任年月日	担当	経歴	
理事長	河村 潤子○	H30.4.1		S54. 4 H24. 1 H26. 7 H28. 1 H28. 6 H29. 9	文部省採用 文化庁次長 文部科学省生涯学習政策局長 国立教育政策研究所長 内閣官房内閣審議官転任 同上退職
理事長代理	清水 明	R1.7.10 (R1.10.1)	総務企画部、 基金部、 新国立劇場・ おきなわ部、 国立劇場再整備 本部	S59. 4 H15. 5 H16. 7 H19. 1 H22. 4 H25. 4 H26. 2	文部省採用 文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長 文化庁文化部芸術文化課長 宮内庁侍従 文化庁長官官房政策課長 国立大学法人横浜国立大学理事・事務局長
理事					

			H28. 4 H30. 4 H30.10 R1. 7	国立大学法人香川大学理事・副学長 文部科学省大臣官房文部科学戦略官 文部科学省総合教育政策局長 文部科学省退職（役員出向）	
理事	大和田 文雄*	H25.4.1 (H27.10.1) (R1.10.1)	国立劇場制作部、国立劇場営業部、国立劇場舞台技術部、国立演芸場部	S55. 4 H19.10 H20. 4 H25. 3	国立劇場採用 (独) 日本芸術文化振興会国立劇場芸能部副部長 (独) 日本芸術文化振興会国立劇場芸能部長 (独) 日本芸術文化振興会退職
理事	櫻井 弘*	H30.4.1 (R1.10.1)	国立劇場調査養成部、国立能楽堂部、国立文楽劇場部	S58.10 H23. 4 H24. 4 H27. 4 H30. 3	国立劇場採用 (独) 日本芸術文化振興会国立文楽劇場部副部長 (独) 日本芸術文化振興会国立文楽劇場部長 (独) 日本芸術文化振興会国立能楽堂部長 (独) 日本芸術文化振興会退職
監事	大石 学	H30.9.1		S62. 4 H 9. 4 H13. 4 H26. 4 H28. 4	名城大学助教授 東京学芸大学教育学部助教授 東京学芸大学教育学部教授（～H31.3） 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長（～H30.3） 東京学芸大学副学長（併）附属図書館長（～H30.3）
監事 (非常勤)	藤川 裕紀子	H27.10.1 (H30.9.1)		S63.10 H12. 7	中央新光監査法人入所 藤川裕紀子公認会計士事務所所長（現在）

*氏名に○（退職公務員）または※（独立行政法人等の退職者）のある役員については、「特殊法人等整理合理化計画（H13.12.19閣議決定）」「公務員制度改革大綱（H13.12.25閣議決定）」に基づき公表するものです。

※「就任年月日」欄の（ ）内は再任された年月日です。

② 会計監査人の氏名または名称

有限責任 あずさ監査法人

(3) 職員の状況

令和2年3月末現在の常勤職員数は350人（前年度末比+9人）であり、平均年齢は44歳です。国等からの出向者は15人、公益財団法人からの出向者は4人、令和2年3月31日退職者は16人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度に完成した主要な施設等

《平成30年度当初予算繰越分》

- ・国立劇場等大規模改修工事関連調査等（取得原価58百万円）

《平成30年度補正予算繰越分》

- ・国立文楽劇場外壁補修等（取得原価40百万円）
- ・国立文楽劇場館内監視設備等整備（取得原価46百万円）
- ・新国立劇場防災設備等更新（取得原価455百万円）

② 当事業年度継続中の主要な施設等の新設・拡充

《令和元年度補正予算繰越分》

- ・国立文楽劇場外回り等改修工事
- ・国立劇場おきなわ防災関連設備更新工事
- ・新国立劇場電源制御部等更新工事

③ 当事業年度に処分した主要な施設等

該当なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む）（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	246,713	—	—	246,713

振興会の資本金は、令和2年3月末現在で246,713百万円となっており、これは振興会法第5条の規定に基づいて、平成15年10月1日付けで政府から振興会に出資されたもので、全額が政府出資金です。

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和元年度損益計算書において当期総損失275百万円となり、利益が無かったことから、目的積立金の申請は行っておりません。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳（運営費交付金、施設費、補助金、自己収入など）

令和元年度の収入決算額は24,275百万円で、その内訳は以下の通りです。

（単位：百万円）

区分	金額	構成比率
運営費交付金	10,449	43.0%
雑収入	73	0.3%
文化芸術振興費補助金	6,865	28.3%
施設整備費補助金	364	1.5%
基金運用収入	1,113	4.6%
寄附金収入	72	0.3%
その他の助成事業収入	28	0.1%
公演事業収入	2,846	11.7%
公演受託事業収入	2,464	10.1%
合計	24,275	

※各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しない。

② 自己収入に関する説明（自己収入の概要、収入先等に関する簡潔な説明など）

当法人では、事業による自己収入を以下のとおり得ています。

- ・基金事業 基金運用収入等による事業収入 1,113百万円
- ・公演事業 劇場入場料等による事業収入 1,994百万円
劇場施設使用料等による事業収入 514百万円
- ・受託事業 日本博受託事業収入等による事業収入 2,464百万円 ほか

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

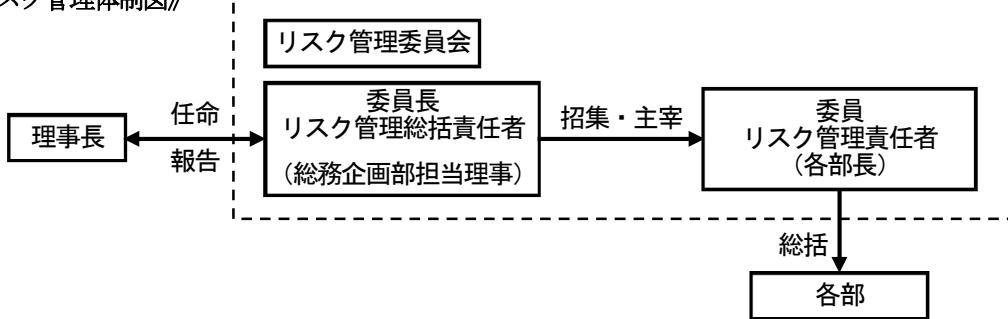
令和元年11月に「地球温暖化対策計画書」を東京都に提出。地球温暖化対策を推進するために、自らの温室効果ガスの排出量の把握に努め、東京都の削減目標に従い、組織一体で排出量の計画的削減に努めました。また、各館において、観劇環境や業務に支障のない範囲で継続的に光熱水量の節減、廃棄物の減量、コピー枚数削減を継続しております。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

リスク管理の体制は以下のとおりです。振興会の使命及び目標の達成を阻害する要因をリスクと位置付け、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図るためにリスク管理委員会において審議しています。

《リスク管理体制図》



詳細につきましては、業務実績報告書又は業務方法書をご覧ください。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

振興会で発生しうる主要なリスクは以下のとおりです。

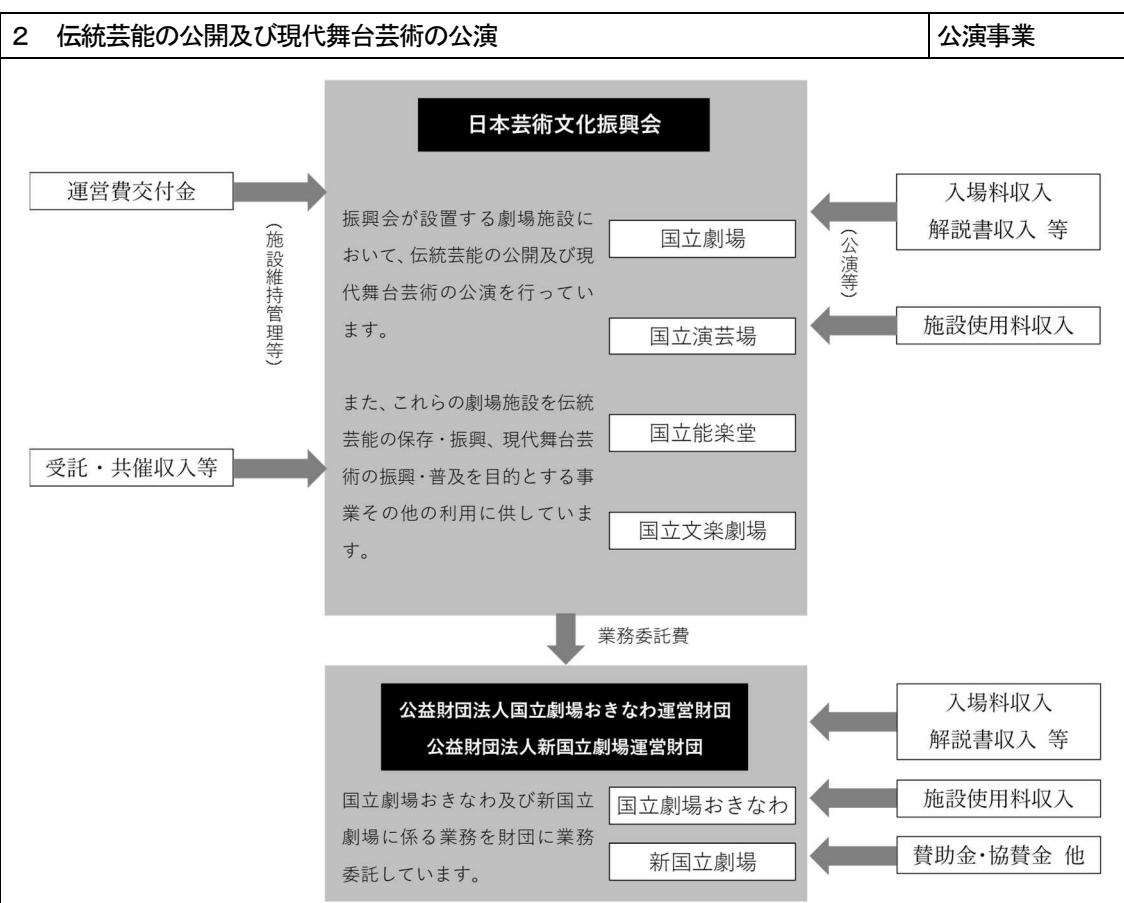
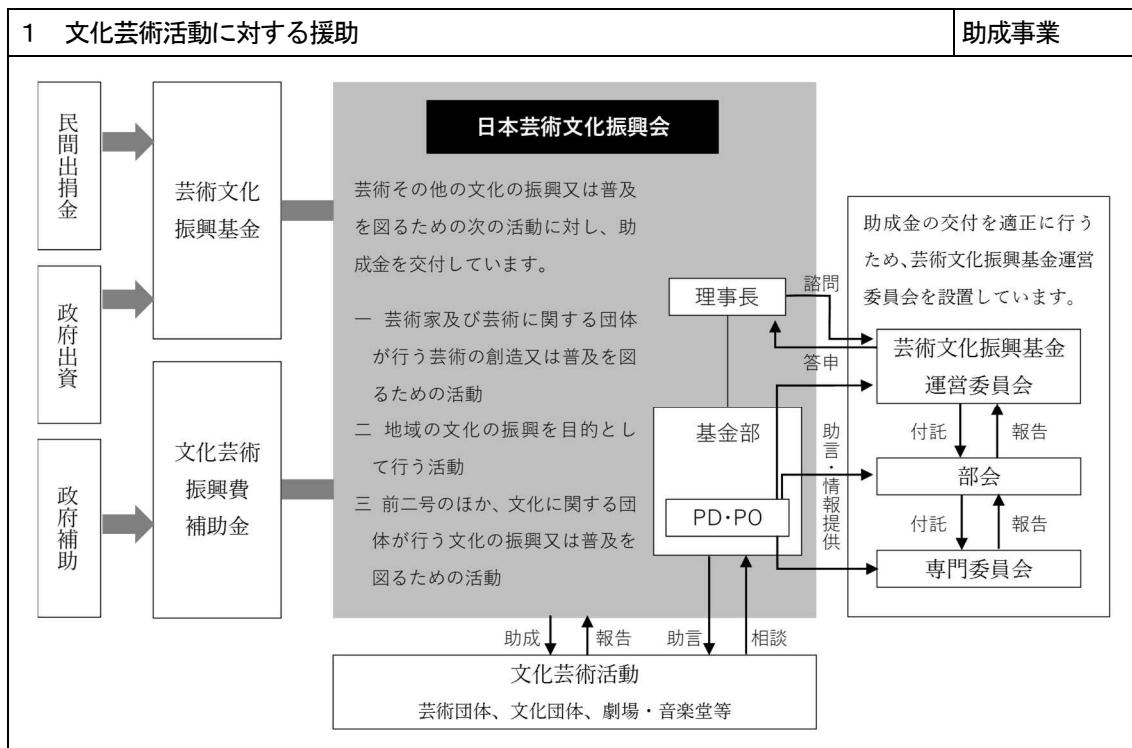
- ・自己収入の減少と支出の増加により収支に影響を及ぼすこと。
- ・国立劇場の再整備が遅延すること。
- ・伝統芸能の伝承者の養成において研修生が減少すること。

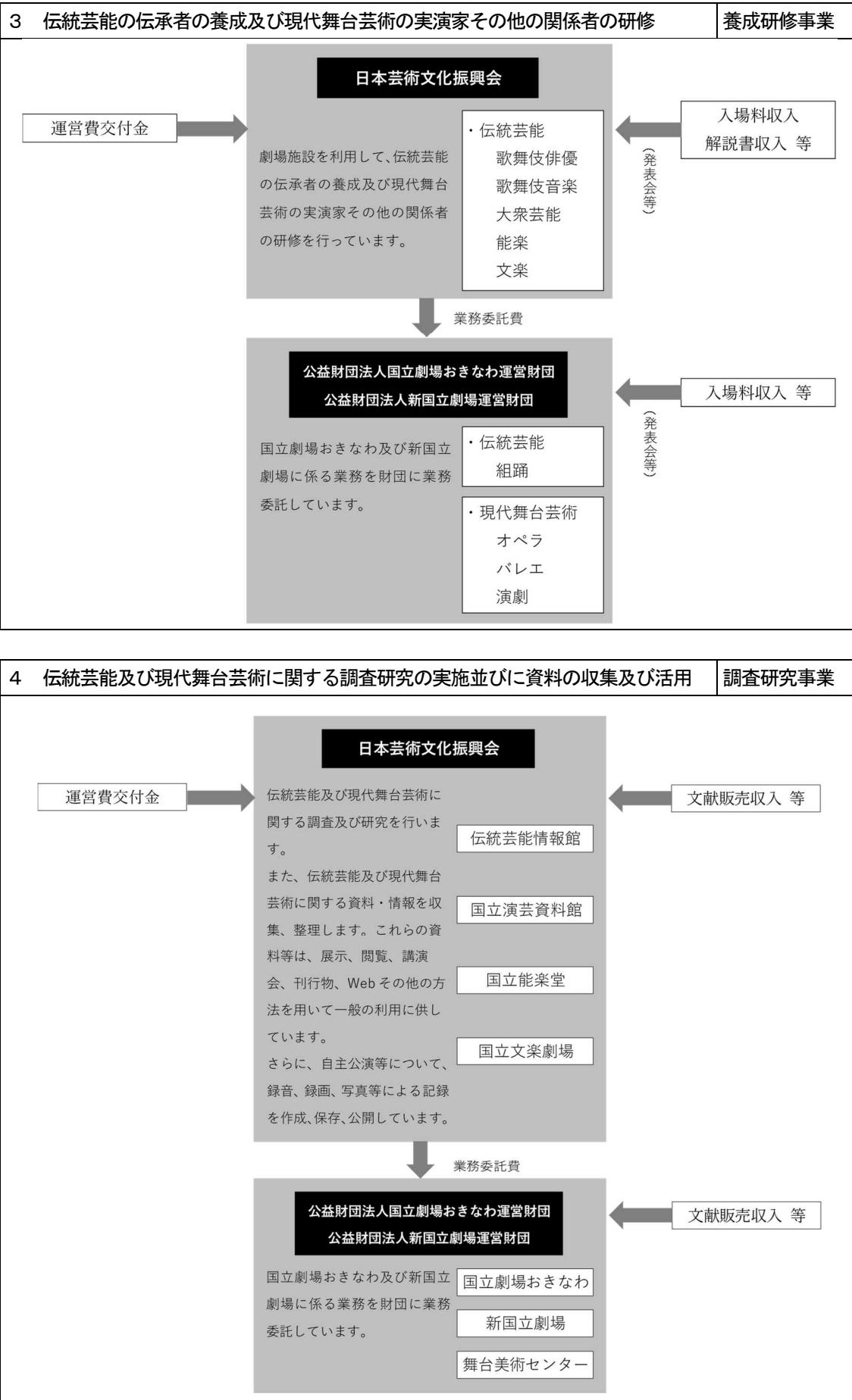
リスクに対しては、リスク管理委員会において、発生防止策、損失の最小化を図るための対策を検討しています。なお、新型コロナウィルス感染症対策については、特に「新型コロナウィルス感染症対策室」を設置して対応しています。

詳細につきましては、業務実績報告書又は業務方法書をご覧ください。

9. 業績の適正な評価の前提情報

令和元事業年度の振興会の各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる、主な事業スキームを示します。





10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

(単位：百万円)

項目	評定*	行政 コスト
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置		
1 文化芸術活動に対する援助	B	8,241
2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	B	
〈1〉 伝統芸能の公開	B	
〈2〉 現代舞台芸術の公演	B	
〈3〉 日本博の運営・実施	A	
3 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修	B	
(1) 伝統芸能の伝承者の養成	B	
(2) 現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修	B	
4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用	A	
(1) 伝統芸能に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用	A	
(2) 伝統芸能に関する公演記録の作成・活用、普及活動の実施		
(3) 現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用	B	
(4) 現代舞台芸術に関する公演記録の作成・活用、普及活動の実施		
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	B	-
III 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画	B	-
IV その他業務運営に関する重要事項	B	-

新型コロナウイルス感染症への対応として以下のように事業を展開しています

- 助成事業について、活動の令和2年度への延期を容認、また、中止した活動について経費やキャンセル料等を助成対象として助成を行うなど、助成対象団体の負担を軽減しました。
- 感染拡大防止のため、2月28日以降の公演、展示、講座等を中止しました。また、貸劇場公演の中止に際しては、使用料を返還しています。

詳細につきましては、業務実績報告書等をご覧下さい。

※評定の説明

- 「B」を標準とする。
- 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおりとする。
 - S：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
 - A：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
 - B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
 - C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
 - D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
評定*	B	-	-	-	-

*評定の説明

- S : 中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A : 中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B : 全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C : 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D : 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	10,449,388	10,449,388	
雑収入	77,994	73,431	
文化芸術振興費補助金	6,872,694	6,865,292	
施設整備費補助金	237,052	364,078	H30 年度事業の翌年度 繰越
基金運用収入	1,114,034	1,113,464	
寄附金収入	201,000	72,008	
その他の助成事業収入	11,642	27,629	過大に交付していた助成金の返還
公演事業収入	3,021,461	2,846,326	劇場入場料収入・附帯事業収入の減
公演受託事業収入	2,621,648	2,463,631	
計	24,606,913	24,275,247	
支出			
一般管理費	1,173,149	1,253,894	
事業費	9,354,233	9,234,548	
文化芸術振興費	6,872,694	6,634,611	
施設整備費	237,052	607,388	H30 年度事業の翌年度 繰越
基金助成事業費	1,326,676	1,222,965	
公演事業費	3,021,461	2,983,428	
公演受託事業費	2,621,648	2,299,183	日本博受託事業費の減
計	24,606,913	24,236,016	

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

12. 財務諸表、財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

令和元事業年度の財務諸表については、独立行政法人会計基準の改訂により、財務諸表の体系が改められています。独立行政法人の財政状態は貸借対照表、運営状況は行政コスト計算書及び損益計算書、財政状態及び運営状況の関係を表すものとして純資産変動計算書を作成しています。従来、作成していた行政サービス実施コスト計算書は廃止されましたが、行政サービス実施コストに相当する、独立行政法

人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストについては財務諸表の注記に記載しています。

財政状態及び運営状況については、令和元年度は大型台風による公演中止、10月の消費税率アップに加えて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため複数の公演を中止にするなどにより、損益に影響が生じています。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することが懸念されますが、感染防止対策等を講じ、様々工夫して劇場運営等に取り組んでまいります。

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	14,488	流動負債	11,073
現金・預金	10,370	運営費交付金債務	104
その他	4,118	未払金	8,177
固定資産	229,839	その他	2,791
有形固定資産	147,869	固定負債	7,104
無形固定資産	316	資産見返負債	2,805
投資その他の資産	81,654	引当金	
		退職給付引当金	3,506
		その他	793
		負債合計	18,177
		純資産の部	金額
		資本金	246,713
		政府出資金	246,713
		資本剰余金	△ 20,791
		資本剰余金	16,232
		その他行政コスト累計額	△ 52,250
		民間出えん金	15,227
		利益剰余金	228
		純資産合計	226,150
資産合計	244,327	負債・純資産合計	244,327

《財政状態》

- ・資産：令和元年度末の資産合計は2,443.2億円で、前年度より59.8億円増となっています。これは前年度より現金及び預金が16.1億円増、有形固定資産が22.1億円減、投資その他の資産が64.9億円増となったことが主な要因です。
- ・負債：令和元年度末の負債合計は181.8億円で、前年度より74.2億円増となっています。これは、前年度より未払金が25.4億円増、独立行政法人会計基準改訂により退職給付引当金が35.1億円となったことが主な要因です。
- ・利益剰余金：令和元年度末の利益剰余金合計は2.3億円で、前年度末より2.8億円減となっています。これは当期総損失が2.8億円発生したことが要因です。
- ・純資産：令和元年度末の純資産合計は2,261.5億円で、前年度より14.4億円減となっています。これは、前年度より資本剰余金が11.7億円減、利益剰余金が2.8億円減となったことが要因です。

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

事項	金額
I 損益計算書上の費用	26,223
経常費用	22,426
臨時損失	3,798
II その他行政コスト	2,269
III 行政コスト	28,493

《運営状況》

独立行政法人会計基準の改訂により、行政サービス実施コスト計算書が廃止され、独立行政法人の運営状況を明らかにするため、新たに行政コスト計算書を作成し、一会计期間における全ての費用とその他行政コストとを記載して行政コストを表示しています。

令和元年度は、損益計算書上の費用が 262.2 億円、その他行政コストが 22.7 億円となり、行政コストは 284.9 億円となっています。

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

事項	金額
経常費用 (A)	22,425
業務費用	21,286
人件費	2,271
減価償却費	918
その他	18,097
一般管理費	1,127
人件費	716
減価償却費	86
その他	324
財務費用	11
その他	2
経常収益 (B)	22,150
運営費交付金収益等	10,504
自己収入等	4,710
補助金収益	6,716
その他	221
臨時損益 (C)	0
その他調整額 (D)	0
当期総損失 (B-A+C+D)	△ 275

《運営状況》

- ・経常費用：令和元年度の経常費用は 224.3 億円で、前年度より 17.5 億円増となっています。これは、日本博における業務委託等により公演等事業費が前年度より 15.7 億円増となったことが主な要因です。
- ・経常収益：令和元年度の経常収益は 221.5 億円で、前年度より 15.4 億円増となっています。これは、新たに日本博受託事業収入 7.4 億円を計上したこと、独立行政法人会計基準の改訂により、賞与引当金見返に係る収益 2.4 億円と退職給付引当金見返に係る収益 2.3 億円を計上したこと、補助金収益が前年度より 4.6 億円増となったことが主な要因です。
- ・当期総損失：令和元年度当期総損失は 2.8 億円で、前年度より損失が 2.1 億円増となっています。

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

事項	資本金合計	資本剰余金合計	利益剰余金(又は繰越欠損金)合計	純資産合計
当期首残高	246,713	△ 19,624	504	227,592
当期変動額	0	△ 1,167	△ 275	△ 1,442
その他行政コスト	0	△ 2,269	0	△ 2,269
当期純損失	0	0	△ 275	△ 275
その他	0	1,102	0	1,102
当期末残高	246,713	△ 20,791	228	226,150

《財政状態と運営状況との関係》

独立行政法人会計基準の改訂により、独立行政法人の財政状態及び運営状況の関係を表すものとして、新たに純資産変動計算書を作成し、一会計期間における全ての純資産の変動を記載しています。

令和元年度は、その他行政コスト（減価償却ほか）△22.7 億円、その他（民間出えん金ほか）11.0 億円、当期純損失△2.8 億円により、純資産合計は△14.4 億円変動し、2261.5 億円となりました。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

事項	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	1,769
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 525
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	364
IV 資金増加額 (D=A+B+C)	1,609
V 資金期首残高 (E)	8,661
VI 資金期末残高 (F=E+D)	10,270

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

事項	金額
資金期末残高	10,270
定期預金	△ 100
現金及び預金	10,370

《キャッシュ・フローの状況》

- ・業務活動によるキャッシュ・フロー：令和元年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 17.7 億円で、前年度より 0.7 億円収入減となっています。これは、事業活動に伴う支出が 33.6 億円増となった一方で、運営費交付金収入が 3.6 億円増、補助金等収入が 4.4 億円増、受託事業収入が 19.9 億円増となつたこと、前年度 7.3 億円であった国庫納付金の支払が令和元年度は無かつたことが主な要因です。
- ・投資活動によるキャッシュ・フロー：令和元年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△5.2 億円となり、主に有形固定資産の取得による支出 5.1 億円によるものです。
- ・財務活動によるキャッシュ・フロー：令和元年度の財務活動によるキャッシュ・フローは 3.6 億円となり、リース債務の返済による支出が前年度より 0.4 億円増となっています。
- ・令和元年度における資金増加額は 16.1 億円となり、期末残高は 102.7 億円となりました。

13. 内部統制の運用に関する情報

内部統制の運用に関する状況は以下のとおりです。

① 内部統制システムの充実

(a) 役員会の開催

業務の適正かつ円滑な執行を図るため、理事長、理事で構成する役員会を月2回開催しました。なお、役員会には、監事、部長も同席します。

(b) 情報の伝達

管理運営に関する円滑な実務の執行を図るため、部長及び副部長で構成する部長会を月1回開催しました。また、メールによる事故報告等、情報システムを活用した情報の共有、伝達に努めました。

(c) 内部統制委員会の定期開催

理事長、理事及び内部統制推進総括責任者（総務企画部長）で構成する内部統制委員会を定期（毎四半期）に開催し、内部統制システムの整備状況、業務の効率化に係る取組等について審議しました。

※但し、第4四半期は新型コロナウイルス感染症の影響で中止。

② 監査

(a) 監事監査

監事は、会計経理の適正を期するとともに、業務の合理的かつ効率的な運営を図ることを目的とした監査を行い、監査報告を理事長及び文部科学大臣に提出しました。なお、監査の結果、改善が必要と認めるときは、理事長又は文部科学大臣に意見を提出すること、また、理事長に対して監査報告に関する措置状況について報告を求めることができます。

(b) 内部監査

理事長は、監査員に命じ、業務運営の実情を調査し、その効率的な執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的とした内部監査を行いました。また、提出された監査報告書（改善を要すると認める場合には意見書も添付）に基づき、所管の部長に対して必要な措置を講じるよう指示しました。

詳細につきましては、業務実績報告書又は業務方法書をご覧ください。

14. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和 41 年 6 月 27 日	国立劇場法公布
昭和 41 年 7 月 1 日	特殊法人国立劇場設立
昭和 41 年 11 月 1 日	国立劇場（本館大小劇場）開場（東京都千代田区隼町）
昭和 54 年 3 月 22 日	国立演芸資料館（国立演芸場）開場（東京都千代田区隼町）
昭和 58 年 9 月 15 日	国立能楽堂開場（東京都渋谷区千駄ヶ谷）
昭和 59 年 3 月 20 日	国立文楽劇場開場（大阪府大阪市中央区日本橋）
平成 2 年 3 月 30 日	芸術文化振興基金設置、特殊法人日本芸術文化振興会に名称変更
平成 9 年 10 月 10 日	新国立劇場開場（東京都渋谷区本町）
平成 9 年 11 月 1 日	舞台美術センター資料館開館（千葉県銚子市豊里台）
平成 14 年 12 月 13 日	独立行政法人日本芸術文化振興会法公布
平成 15 年 3 月 19 日	伝統芸能情報館開館（東京都千代田区隼町）
平成 15 年 10 月 1 日	独立行政法人に移行
平成 16 年 1 月 18 日	国立劇場おきなわ開場（沖縄県浦添市勢理客）
平成 31 年 4 月 1 日	日本博事務局設置

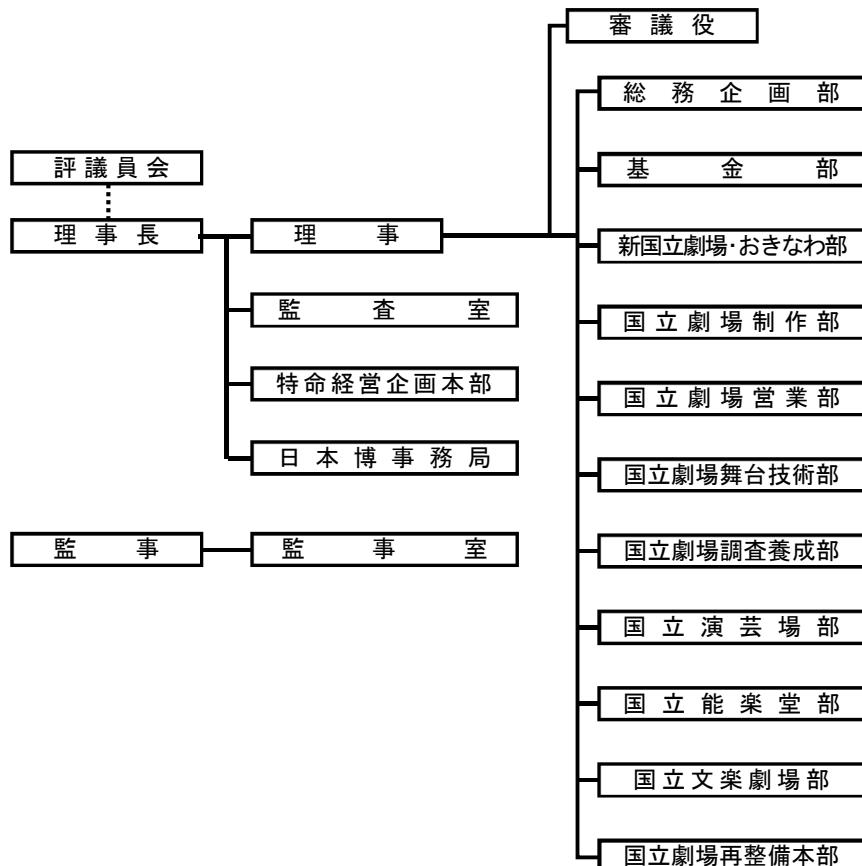
(2) 設立に係る根拠法

- ・独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）（以下「通則法」という）
- ・独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 163 号）（以下「振興会法」という）

(3) 主務大臣

文部科学大臣（文部科学省文化庁企画調整課）

(4) 組織図(令和 2 年 3 月 31 日現在)



詳細につきましては、業務実績報告書をご覧ください。

(5) 事務所(従たる事務所を含む)の所在地

- ・独立行政法人日本芸術文化振興会・国立劇場（本館大小劇場）・国立演芸資料館（国立演芸場）・伝統芸能情報館・芸術文化振興基金：〒102-8656 東京都千代田区隼町 4 番 1 号
- ・国立能楽堂：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4 丁目 18 番 1 号
- ・国立文楽劇場：〒542-0073 大阪府大阪市中央区日本橋 1 丁目 12 番 10 号
- ・国立劇場おきなわ：〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客 4 丁目 14 番 1 号
- ・新国立劇場：〒151-0071 東京都渋谷区本町 1 丁目 1 番 1 号
- ・舞台美術センター資料館：〒288-0874 千葉県銚子市豊里台 1 丁目 1044 番地

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

- ・公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団（組踊等沖縄伝統芸能に関する委託）
- ・公益財団法人新国立劇場運営財団（現代舞台芸術に関する委託）
- ・公益財団法人文楽協会（文楽等公演に関する出演依頼）

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	第3期中期目標期間			第4期中期目標期間	
	平成27年度 (第13期)	平成28年度 (第14期)	平成29年度 (第15期)	平成30年度 (第16期)	令和元年度 (第17期)
経常費用	17,702	18,512	18,165	20,676	22,425
経常収益	17,599	18,636	18,169	20,609	22,150
当期総利益（△当期総損失）	△103	138	151	△67	△275
資産	240,485	239,769	237,865	238,345	244,327
負債	8,393	8,595	7,914	10,753	18,177
利益剰余金	1,235	1,358	1,301	504	228
業務活動によるキャッシュ・フロー	451	372	112	1,843	1,769
投資活動によるキャッシュ・フロー	△338	△98	△867	△569	△525
財務活動によるキャッシュ・フロー	253	331	553	405	364
資金期末残高	6,578	7,183	6,983	8,661	10,270

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区分	予算額
収入	
運営費交付金	10,600
雑収入	78
文化芸術振興費補助金	6,757
施設整備費補助金	-
文化資源活用事業費補助金	600
基金運用収入	1,123
寄附金収入	200
その他の助成事業収入	12
公演事業収入	3,022
公演受託事業収入	2,540
計	24,932
支出	
一般管理費	1,381
事業費	9,296
文化芸術振興費	6,757
施設整備費	-
文化資源活用事業費補助金	600
基金助成事業費	1,335
公演事業費	3,022
公演受託事業費	2,540
計	24,932

② 収支計画

(単位：百万円)

区分	計画額
費用の部	
国立劇場公演等事業費	11,177
新国立劇場公演等事業費	4,151
基金助成事業費	8,404
一般管理費	1,121
財務費用	6
臨時損失	-
計	24,859
収益の部	
運営費交付金収益	9,033
事業収入	4,025
受託事業収入	2,540
財産利用収入	48
資産見返負債戻入	685
文化芸術振興費補助金収益	6,757
文化資源活用事業費補助金収益	600
寄附金収益	200
賞与引当金見返に係る収益	786
退職給付引当金見返に係る収益	22
財務収益	121
雑益	42
臨時利益	-
計	24,859
純利益	-
積立金取崩額	-
総利益	-

※四捨五入により単位未満を処理しているため、合計が一致しない場合があります。

③ 資金計画

(単位：百万円)

区分	計画額
資金支出	38,493
業務活動による支出	27,170
投資活動による支出	2,468
財務活動による支出	194
翌年度への繰越金	8,661
資金収入	38,493
業務活動による収入	27,232
運営費交付金による収入	10,600
補助金による収入	7,357
公演事業による収入	3,022
公演受託事業による収入	2,540
養成事業による収入	37
基金運用による収入	1,123
その他の収入	2,553
投資活動による収入	2,000
施設整備費補助金による収入	—
その他の収入	2,000
財務活動による収入	600
民間出えん金の受入による収入	600
前年度よりの繰越金	8,661

※四捨五入により単位未満を処理しているため、合計が一致しない場合があります。

詳細につきましては、令和2年度計画をご覧ください。

15. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金・預金：現金、預金（一年以内に期限が到来するもの）

有価証券：一年以内に満期の到来する国債、地方債、政府保証債、事業債その他の債券

有形固定資産：土地、建物、構築物、機械装置、工具器具備品など長期に亘って使用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェア、電話加入権など長期に亘って使用する無形の固定資産

投資その他の資産：満期保有目的で保有する有価証券（一年以内に満期の到来しないもの）、敷金・保証金など

運営費交付金債務：運営費交付金債務のうち、未実施の部分に該当する債務残高

未払金：一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの

資産見返負債：運営費交付金又は補助金若しくは寄附金により償却資産を取得した場合に計上される負債

引当金：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の会計上の財産的基礎となるもの

資本剰余金：国からの施設費や寄附金などにより取得した固定資産で、独立行政法人の会計上の財産的基礎となるもの

その他行政

コスト累計額：政府出資財源の固定資産の減価償却相当額などの累計額

民間出えん金：芸術文化振興基金を造成する目的で民間から出えんされた資金

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失、法人税等

その他行政コスト：政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業務費用：独立行政法人の業務に要した費用

人件費：給与、賞与、法定福利費等、職員等に要する経費

減価償却費：固定資産の取得原価を耐用年数にわたって費用として配分する経費

財務費用：リースの利息支払

運営費交付金収益等：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

自己収入等：劇場入場料、劇場使用料、基金運用収入、受託事業収入など

補助金収益：文化芸術振興費補助金及び施設整備費補助金のうち、当期の収益として認識したもの

臨時損益：固定資産の除去損、貸倒引当金戻入益等が該当

④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のための投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：リース契約に係る債務の返済による支出、民間出えん金の受入による収入などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しています。

- ・独立行政法人日本芸術文化振興会業務方法書
- ・中期目標
- ・中期計画
- ・年度計画
- ・業務実績報告書
- ・財務諸表
- ・決算報告書
- ・独立行政法人日本芸術文化振興会 概要
- ・独立行政法人日本芸術文化振興会 年報
- ・独立行政法人日本芸術文化振興会 要覧
- ・独立行政法人日本芸術文化振興会 HP